

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後			現 行		
(略)			(略)		
附 則 この規程は、令和7年7月22日から施行し、改正後の別表1は、 令和7年7月16日から適用する。					
別表 1 保険適用外の料金			別表 1 保険適用外の料金		
区分		金額	区分		金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
文書料	診断書料 1通につき	5,500	文書料	診断書料 1通につき	5,500
	証明書料 1通につき	5,500		死亡診断書(死体検案書)料 1通につき	6,600
	特殊診断書料 1通につき	7,700		証明書料 1通につき	5,500
	特殊証明書料 1通につき	6,600		特殊診断書料 1通につき	7,700
	特殊診断書料及び特殊証明書料(前記特殊診断書料及び特殊証明書料のうち、特に記載内容の複雑なもの又は作成に特別の手数を要するもの) 1通につき	11,000		特殊証明書料 1通につき	6,600
	死亡診断書(死体検案書)料 1通につき	6,600		特殊診断書料及び特殊証明書料(前記特殊診断書料及び特殊証明書料のうち、特に記載内容の複雑なもの又は作成に特別の手数を要するもの) 1通につき	11,000
	出産証明書料 1通につき (新設)	6,600 (新設)			
	死産証明書料 1通につき (新設)	6,600 (新設)			
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)		
【改正理由】					
項目を追加することに伴い、所要の改正を行うものである。					